

## 福島県内水面共同漁業権漁場計画の素案について

### 1 根拠

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 67 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事は、その管轄に属する内水面について、5 年ごとに、内水面漁場計画を定めるものとされている。

現在免許している漁業権の存続期間が令和 5 年 8 月 31 日で満了となることから、令和 5 年 9 月 1 日以降の内水面漁場計画を定めることとなる。

### 2 現在の漁業権免許状況

種 類	免許件数	存続期間
第 5 種共同漁業	28	H25. 9. 1～R5. 8. 31

### 3 漁場計画作成に向けた考え方

法第 67 条第 2 項により準用する法第 63 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、現在免許している漁業権が適切かつ有効に活用されていると判断されることから、当該漁業権とおおむね等しいと認められる内容を漁場計画として設定する。

一部の漁業権漁場においては、原発事故による出荷制限等の対象となり、活用ができない漁業種類がある。これについては、制限の解除後、速やかに活用できるように、現在免許している漁業権を漁場計画として設定する。

#### (1) 漁場計画の内容（※は現在の内容から変更を検討している事項）

定める事項 (法第 62 条第 2 項)	内 容 【共同漁業権】
漁業権について	
漁場の位置	現行免許と同様
漁場の区域	現行免許と同様
漁業の種類 ※	変更内容は 3 (2) に記載
漁業時期 ※	変更 (追加) 内容は 4 に記載
存続期間	R5. 9. 1～R15. 8. 31
個別漁業権・団体漁業権の別 <small>(区画漁業権のみ)</small>	/
関係地区	現行免許と同様
条件	現行免許と同様
漁業権の設定に関し 必要な事項	現行免許と同様

## (2) 漁業の種類の変更内容について

漁場計画の検討にあたり、現在免許している漁業権者へ要望調査及びヒアリングを実施した。

個別の要望の内容及び検討の結果は以下のとおり。

### ア 真野川漁業協同組合

#### 要望内容

内共第1号の第5種共同漁業権の対象魚種として「もくずがに」の追加。

#### 検討結果

内共第1号の第5種共同漁業権の対象魚種として「もくずがに」を追加する。

### イ 富岡川漁業協同組合

#### 要望内容

内共第6号の第5種共同漁業権の対象魚種として「うなぎ」の追加。

#### 検討結果

内共第6号の第5種共同漁業権の対象魚種として「うなぎ」を追加をする。

### ウ 久慈川第一漁業協同組合

#### 要望内容

内共第12号の第5種共同漁業権の対象魚種として「うなぎ」の追加。

#### 検討結果

内共第12号の第5種共同漁業権の対象魚種として「うなぎ」を追加する。

### エ 猪苗代・秋元漁業協同組合

#### 要望内容

内共第13号の第5種共同漁業権の対象魚種として「わかさぎ」の追加、「うなぎ」の削除。

#### 検討結果

内共第13号の第5種共同漁業権の対象魚種として「わかさぎ」を追加し、「うなぎ」を削除する。

オ 檜原漁業協同組合

**要望内容**

内共第15号及び内共第16号の第5種共同漁業権の対象魚種として「うぐい」、「うなぎ」の削除。

**検討結果**

内共第15号及び内共第16号の第5種共同漁業権の対象魚種として「うぐい」、「うなぎ」を削除する。

カ 阿賀川非出資漁業協同組合

**要望内容**

内共第18号の第5種共同漁業権の対象魚種として「わかさぎ」、「あゆ」の削除。

**検討結果**

内共第18号の第5種共同漁業権の対象魚種として「わかさぎ」、「あゆ」を削除する。

キ 南会東部非出資漁業協同組合

**要望内容**

内共第20号の第5種共同漁業権の対象魚種として「こい」の削除。

**検討結果**

内共第20号の第5種共同漁業権の対象魚種として「こい」を削除する。

ク 只見川漁業協同組合

**要望内容**

内共第21号の第5種共同漁業権の対象魚種として「ふな」「あゆ」の削除。

**検討結果**

内共第21号の第5種共同漁業権の対象魚種として「ふな」「あゆ」を削除する。

#### 4 漁業時期の変更（追加）内容について

##### (1) もくずがに漁業

もくずがに漁業の漁業時期については、周年を設定し、制限が必要な場合には漁業権行使規則において定めるものとする。